

【問】 問合せ

児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」について

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方は、受給資格確認のため、毎年8月に「現況届」の提出が必要です。この届出がない場合、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ず届出を行ってください。
該当者への通知は7月中旬頃に発送いたします。

- 所得制限等により手当が支給停止、一部支給になっている方も「現況届」は必要です。
- 「現況届」を提出しないで2年を経過すると、時効になり手当を受ける資格がなくなりますので、ご注意ください。
- 期間中に「現況届」の提出がない場合、12月の支払いに間に合わない場合があります。

※ 届出は、必ず受給者本人が行ってください。(代理人での受付は出来ません)
 ※ 所得申告がまだの方は、現況届を提出する前に所得の申告をしてください。
 ※ 混雑が予想されますので、できるだけ個人宛の通知書で指定された日にお越しください。
 ※ 庁舎間連絡バスもごさいますので、ご利用ください。

地域	受付期間 ※土、日、祝日は除く	受付場所	受付時間
具志川	8月1日(水)～8月16日(木)※	うるま市役所 東棟3階大講堂	・午前9時～11時30分 ・午後1時～4時
石川	8月17日(金)～8月21日(火)※		
与那城・勝連	8月22日(水)～8月27日(月)※		
全地域 日曜窓口	8月12日(日)		・午前9時～11時30分 ・午後1時～3時

現況届会場にハローワーク相談員が来ます。待ち時間を利用して相談できます。

相談日 8月3日(金)、6日(月)、7日(火)、10日(金)、13日(月)、14日(火)、17日(金)、20日(月)、21日(火)、24日(金)、27日(月)

相談時間 午前10時～午後4時

重度心身障害者(児)医療費助成金支給申請の手続きが簡単に!

平成30年8月1日(受診分)から

重度心身障害者(児)医療費助成

うるま市

**自動償還払い
がスタートします!**

うるま市重度心身障害者(児)医療費助成制度とは?

身体障害者手帳1級、2級または療育手帳A1、A2(知的障害)を所持している方に対し、医療費の一部を助成することにより保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る医療費助成制度です。

「自動償還払い」とは?

県内の各医療機関での受診の際に、窓口にて健康保険証と受給資格者証を提示し、医療費の自己負担分を全額支払うと、受診月の翌々月の末日に指定された口座へ自動的に助成金が振り込まれます。

振り込み日の変更について

	現 行	変 更 後
振り込み日	申請から約1か月半後の第一または第三水曜日	受診月の翌々月の末日

※「自動償還払い」に伴い振り込み日が変更になります。
 【例】平成30年8月受診分は平成30年10月の末日に振り込み。